

7月10日(日)は白石市農業委員会委員選挙の投票日です

7月19日で任期満了となる農業委員会委員の選挙が7月3日に告示されます。

白石市の農業を担う大切な選挙です。みんなできれいな選挙を行い、大切な一票を投じましょう。

選挙権

1月1日現在で調製され、3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人に与えられています。

選挙すべき委員の数

農業委員会の選挙による委員の定数は12人です。

入場券

郵送により配布いたします。

投票時間

7時～20時

投票所

白石地区は「白石市いきいきプラザ」と「白石市中央公民館」の2カ所となります。その他の地区は前回の白石市長選挙と同様の投票所です。

また、投票時間の繰り上げをする投票所も前回同様です。

白石市中央公民館で投票できる

区域は次のとおりです。

通常選挙でいう、白石第四投票区(寿山、緑が丘、花見平の一部)、白石第五投票区(本郷第一、本郷第二、上郡山)、白石第六投票区(郡山、白石第七投票区(小下倉)、白石第八投票区(鷹巣、旭町)の区域となります。

白石市いきいきプラザは前記の区域以外となります。

期日前投票

投票日当日、やむを得ない事由で、投票所に行けない方は、入場券を持参の上、期日前投票をすることが出来ます。

期間

7月4日から7月9日まで(8時30分～20時)

場所

白石市役所第2会議室(市庁舎2階)

開票所

7月10日21時から白石市中央公民館で行います。

立候補予定者に対する説明会

次のとおり開催いたしますのでご参集ください。

日時 6月21日(火)13時30分～

場所 市役所大会議室(4階)

白石市選挙管理委員会事務局

222-1315

人権擁護委員の委嘱について

平成17年4月1日付けで、法務大臣より次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

齋藤 ミホ(白石市字本町58)

人権が侵されたり、侵されようとしていたときに、その救済を使命としていきます。相談は無料で、一切秘密に扱われます。お気軽にご相談ください。

生活環境課 222-1314

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっております。この手続きは、現在支給を受けている方の所得、養育の状況などを届けていただき、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。この現況届の提出がない場合は、次回の支払い分から児童手当を受けられなくなり、その点にご注意ください。

6月中旬に現況届の用紙を郵送いたしますので、左記のとおり必ず届けてください。

受付期間 6月16日～30日

受付時間 8時30分～17時15分

受付場所 白石市役所1階

子ども家庭課

持参するもの

①現況届

②印鑑(朱肉を使用する印)

③厚生年金・共済年金等に加入している方は、同封の「年金加入証明書」に会社から証明を受けて持参してください。

※国民年金加入の方は必要ありません。

④平成17年1月1日現在、白石市に住んでいなかった方は、前住所地の税務課等で発行する児童手当用の所得証明書が必要です。

(前住所地の税務課等に郵便で交

付申請をする事もできます。)

なお、現況届は記入方法をよく見て記入漏れがないようお願いいたします。

※詳しくは、子ども家庭課総務係へお問い合わせください。

また、支給要件のお子さんのうち、4月から小学校4年生になった方の児童手当は、3月分までの支給となります。

※振り込まれていない場合は、子ども家庭課総務係へご連絡ください。

子ども家庭課 222-1363

6月から7月にかけて水道メーターを無料交換します

水道メーターの有効期間は、計量法に基づき8年です。今回、有効期間が満期となる方のお宅に、水道事業所で委託した業者が、「水道事業所からのお知らせ」を持参の上お伺いし、無料で交換作業を行います。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

水道事業所給水係

225-5522

国民年金からのお知らせ

特別障害給付金制度が創設されました。

特別障害給付金制度は、障害基礎年金を受給していない障害の方を対象とした福祉的措置として創設されました。

対象者

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であったサラリーマン家庭(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者。

※当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師又は、歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害に該当する方で、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方に限られます。

支給額

①障害基礎年金1級に該当する方 月額50,000円
②障害基礎年金2級に該当する方 月額40,000円

③障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

④給付金を受けるためには、社会保険庁の認定が必要となります。

⑤病歴等申立書

⑥受診状況等証明書(障害の原因が複数で、診断書が、初診時に治療を受けた病院が異なる場合)

⑦特別障害給付金所得状況届

②支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定されます。

③本人の所得によって支給制限される場合もあります。

④老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

⑤給付金は、認定をうけた後、請求月の翌月分から支給され、支払いは、年6回の(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。(前月までの分を受け取ることになりません。)

⑥請求手続きの窓口

①住所の市区町村、国民年金担当窓口で申請して下さい。

②特別障害給付金に関する認定事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行います。

③請求に必要な書類

①特別障害給付金請求書

②年金手帳または基礎年金番号通知書

③障害の原因となった傷病に関する診断書

④心電図所見のある場合は、心電図の写し、傷病によりレントゲン写真等

⑤病歴等申立書

⑥受診状況等証明書(障害の原因が複数で、診断書が、初診時に治療を受けた病院が異なる場合)

⑦特別障害給付金所得状況届

⑧対象が学生の場合に必要な書類

⑨住民票または戸籍抄本(生年月日の確認できるもの)

⑩在学証明書

⑪在学内容の確認にかかる委任状(在学していた学校について、国民年金法上の適用が不明の場合)

⑫対象が配偶者の場合に必要書類

⑬戸籍謄本(生年月日及び婚姻年月日の確認のできるもの)

⑭年金加入期間確認通知書(共済用)(初診日において配偶者が共済組合の加入員であったとき)

その他、当時の状況を確認できる参考資料等を提出していただく場合もあります。障害認定は、過去の状況を確認する必要があります。支給の決定までに数カ月かかることもありますので、ご承願いたします。

なお、支給が決定されますと請求書を受付けた月の翌月まで遡って支給されます。

国民年金保険料の免除を受けられる方へ追納するときの加算額が緩和されます。

国民年金の保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間があるとき、その期間は老齢年金の年金額が減額されることとなります。そのため、10年

DIYのヒント



「悪質な点検商法が急増中」

風が快い季節です。皆さんも心も家も開放的になっていく頃でしょう。そんなとき、悪質な点検商法も動きだします。どんなものが悪質な点検商法なのかあげてみましょう。また、契約してしまったとき、どんな対応ができるかアドバイスいたします。

耐震工事

各地で地震の被害があると、無料点検と称し屋根や床下あるいは外壁を点検した結果、住宅に対する不安をあり、高額な商品や不要な工事契約を迫る業者がいます。こちらから工事をしたことから「見積もり」をとったり、「工事をお願いしたり」しない限り、訪問販売、電話勧誘であれば「クーリングオフ制度」というどんな理由があれど「無条件」で解約ができます。指定商品で契約日を入れて8日間以内です。

消火器販売

よく消防署員に似せた服装で「消防署のほうから来ました」とか「点検にきた」「消火器の設置義務がある」と言って契約をさせます。これも点検と同じく「クーリングオフ制度」があります。

いきいきプラザ消費生活相談室
222-0783
(相談日 月・水・金9時～16時)

悪質商法の被害を防ぐには、まず、飛び込みセールスや電話勧誘には一切応じないことです。

耐震診断に限って言えば、正規の手順に基づいた診断書が出ているか、信頼できる診断書が提出されているかどうか判断の目安になります。ちょっと床下にもぐり建物全体を調査しないで、この家が危ないなどと断言する耐震診断はありえません。また、補強によるどの程度の安全性になるのか説明しない耐震補強もありえません。

※契約前に

契約には十分時間をかけ、業者の説明をうのみにせず、信頼できる第三者に相談しましょう。

※契約時は

複数の業者の見積もりをとり、必ず改修計画書、工程表をもらいましょう。

※耐震改修工事については、市建設部建設課に相談しましょう。

気をつけよう

- 架空請求
- 振り込め詐欺
- 一寸詐欺